

—ふれあい訪問収集のご案内—

高齢者又は障がい者が属する世帯に対して、在宅生活を支援します。ごみ出しが困難な世帯のごみを収集し、併せて安否確認も行います。



対象となる世帯は

市内にお住まいで次のいずれかに該当する世帯でごみを集積所まで持ち出すことが困難な方で近隣の方や親族などの協力を受けることが出来ない世帯の方が対象となります。

福島市では以下の世帯の方が対象となります。

- ① 高齢者（概ね 65 歳以上）又は障がい者の単身世帯
- ② 高齢者又は障がい者のみで構成される世帯
- ③ ②で同居する家族がいる場合において、虚弱者又は年少者で構成されている世帯で、ごみを持ち出すことが困難な世帯
- ④ その他、市長が特に必要であると認めるもの

ごみは分別して指定日に決められた場所に出してください。一声かけて収集します。

収集できるごみは、可燃ごみ・不燃ごみ・資源物の主に生活して出る家庭ごみです。

引越しや片付けに伴って発生する多量ごみについては対象となりません。



— 申し込みから収集までの流れ —

申込書の提出

各支所等にある申込書に必須事項を記入し、提出していただきます。
ご本人、もしくはご家族、民生委員、ケアマネージャー等による申し込みも可能です。
提出先は市役所ごみ減量推進課（本庁5階）または各支所になります。
※申込書は福島市のホームページからもダウンロードできます。

聞き取り調査

面談日を調整し、担当職員が対象者宅に伺い、立会人同席で健康状態などの聞き取り調査を行います。

※面談から収集開始まで2～3週間程度かかります

実施決定

面談を経て訪問収集実施が決定された世帯は対象者名簿に登録され、決定通知書を申請者に通知し、決定通知書に記載してある日付から収集開始となります。

収集開始

決定通知書に記載してある収集日と場所にごみを出していただき、収集する際に対象者に一声かけて安否確認いたします。

